議案第128号

#### 字の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

### 別紙 (変更調書)

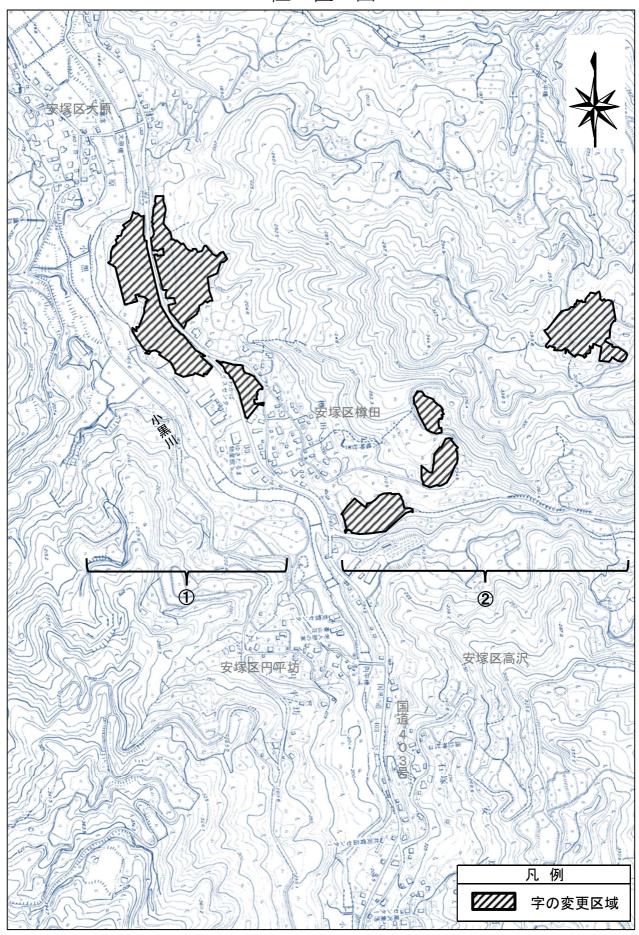
			変更前	変	更	後
大	字	字	地    番	大	字	字
樽	田	大 地	174の1、174の3、174の5、181の1、 182から184まで、187の2、188の1	樽田田田	田	
		蟹沢	19403, 19501			
		川原	2 4 5			
		袖峯	246, 24701, 24801, 24901, 25301, 25304, 25401, 25402, 25404			
		肩田	255の1、255の2、264から267まで、268の1、 268の2、269の1、269の2、270の1、270の2			
		太田	271の4、271の6から271の8まで、 272の1から272の3まで、274の1、274の3			
		清水脇	275から278まで、279の1、279の2、 280から282まで、283の1、283の2、284、 285、286の1、286の2、286の4、287の1、 287の3、287の4、288の1、288の3、288の6、 289、290、291の1、293の1、293の2、 294の1、294の2、295、296、297の1、 299の1、299の2			
		川原田	300の1、300の3、301、302、 303の1から303の3まで、304、 311から313まで、316、317、318の1、 319の6			
		走下り	322の1、323から326まで、327の1、328の1			
		餅田頭	3 9 9 、 4 1 3			
		十二沢	414から422まで、423の1から423の4まで、 423の子、424、425の1から425の3まで、 425の子			
		切 通	85001,85102			
		仲休場	98704,98801,98904,99001,99002, 99202			
		登り立	994の1から994の4まで、 995の1から995の4まで、995の6、996の2、 1010の2、1011の1、1012の1、1012の2、 1012の8、1016から1020まで、1023の2、 1025の4、1032の4			
		田仲島	118002, 118302			
		苦木	1192の2、1193の2、1193の3、 1194から1196まで、1197の2、1198の2、 1233、1234、1237、1243、1244の1、 1256の2、1258、1259の1から1259の3まで、 1259の甲、1260、1261、1262の甲、			

変更前				更	後
大 字	字	地番	大	字	字
樽田	苦木	1262の乙、1263、1263の子、 1264の1から1264の3まで、1264の5、 1264の6、1265の2、1266、1268の1、 1268の2、1269から1275まで、1275の2、 1276、1277の3、1278から1280まで、 1282、1305の2			
円平坊	宮ノ下	193から195まで、196の1、196の3			
高沢	出会	1914の6、1914の9、1917の1、1918の1、 1918の2、1919から1921まで、 1933から1939まで	樽	田	
	蟹沢	200501, 200601, 2007, 200801			
大 原	向 田	1031,1032			
樽田字北山538、539、540、541の1、541の2に隣接する水路である公有地の全部					

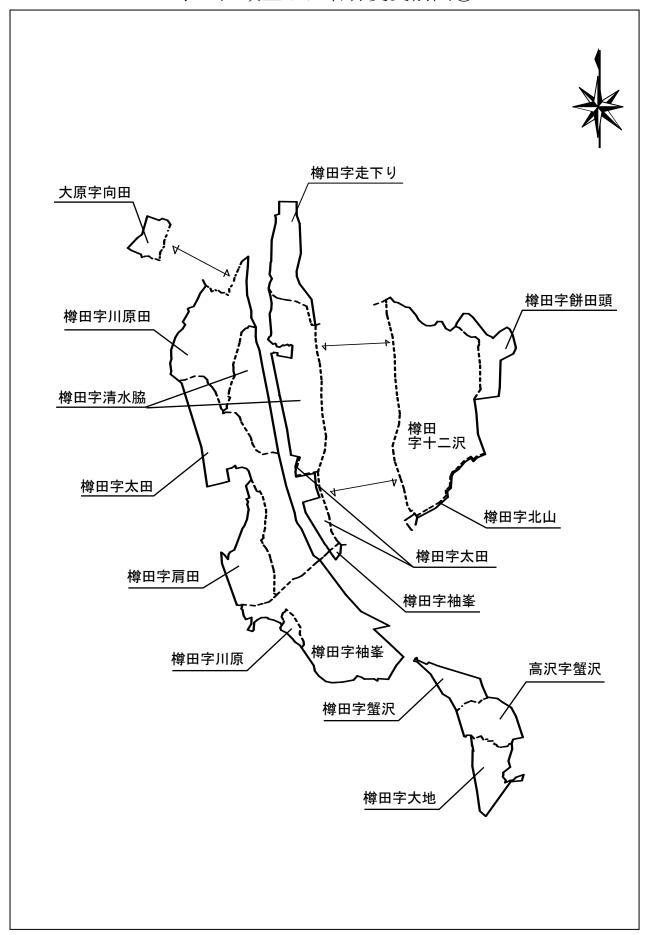
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和3年10月7日現在の登記簿による。

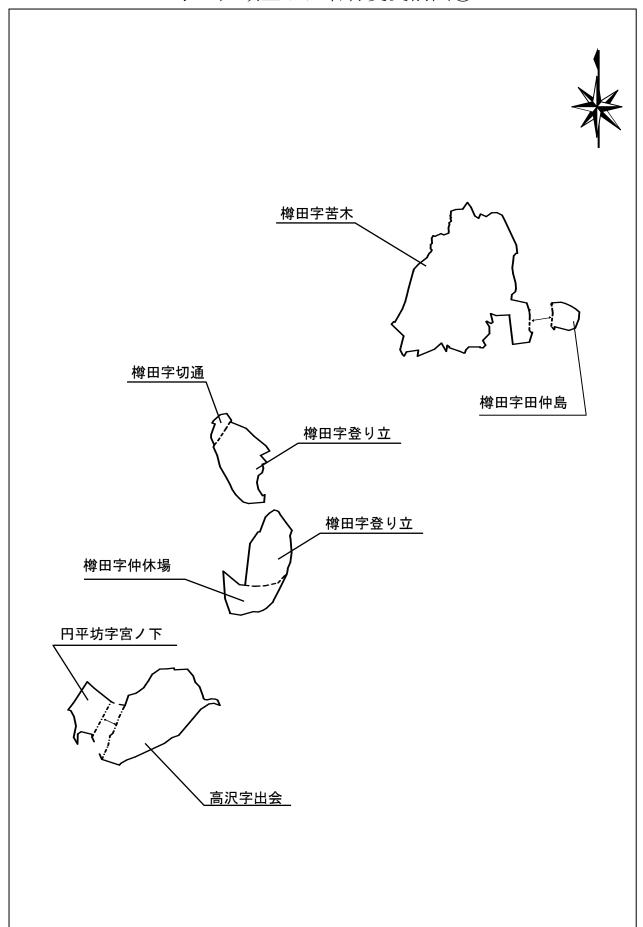
# 県営農地環境整備事業 樽田地区 位 置 図



## 県営農地環境整備事業 樽田地区 字の区域並びに名称変更前図①



# 県営農地環境整備事業 樽田地区 字の区域並びに名称変更前図②



# 県営農地環境整備事業 樽田地区 字の区域並びに名称変更図

